

NOSAI ひょうご

創刊号
2020.07



お知らせ
組合体制
総代名簿
：9
：6
：5
：3
：2

目次

組合長あいさつ
：1
県知事あいさつ
：2

ひょうご五国の恵みを
これからも守り続けたい！

この思いで NOSAI は一つになりました。



組合長あいさつ



組合長理事 吉本 知之

組合員の皆様には、日頃から組合運営及び事業推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

兵庫県における農業保険事業は、これまで26の市町・事務組合で実施してまいりましたが、このたび、新たに設立された『兵庫県農業共済組合』(NOSA-ひょうご)が、兵庫県全域を対象に事業を実施することとなりました。国では、農業共済団体の運営コストの低減やガバナンスの強化等を目的に「1県1組合化」を強力に推進しています。本県においても、2年以上にわたり関係者が協議を重ね、令和2年1月21日に創立総会を開催し、4月1日から全国で37番目の特定組合として事業を開始する運びとなりました。設立に際しましては、組合員の皆様のご理解、ご協力と関係各位のご支援をいた

だき誠にありがとうございました。

さて、今年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、大きな混乱が生じています。ウイルス感染された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、外出自粛や営業自粛などにより、経済的な損失は甚大なものとなつており、大きな打撃を受けられた方々には重ねてお見舞い申し上げます。近年では、「これまでに経験したことがない」と言われる大規模な自然災害が各地で頻発していますが、新型コロナウイルスという未知の感染症により、世界的規模での未曾有的人的・経済的な被害をも目の当たりにすることになりました。

農業共済組合は、この農業保険法に基づき、組合員である農業者の皆様との信頼関係により成立する組織です。制度見直しや組織再編、さらには新たな災害態様などNOSA-ひょうごを取り巻く環境は時代とともに変わっていきますが、農業者の皆様へ安心を提供するという役割は変わりません。

新組合の設立を機に、より効率的な運営を目指し、将来にわたって安定的に安心の農業保険を皆様にご提供できますよう、役職員一丸となつて制度の普及に取り組む所存です。今後とも、ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様のご健康とご多幸、そして当組合が県内農業の持続的な発展に貢献できることを心から祈念し、本誌「NOSA-ひょうご」創刊にあたつてのご挨拶とします。

農業保険制度は、自然災害など不慮の事故によって受ける損失を補てんする『農業共済事業』と、災害や農作物の販売価格の低下など様々な原因による農業収入の減少を補てんする『農業経営収入保険』を両輪として、農業経営の安定を図り農業の健全な発展に資することを目的にしています。



新組合発足に寄せて

兵庫県知事

井戸 敏三



に、本県における農業共済の支払額は増加傾向にあります。

さらに今回、新型コロナウイルスという新たなリスクが顕在化しました。インバウンドの減少や外出自粛・営業自粛の影響により、国内需要は大きく減退し、農業者の経営を直撃しています。このため、本県では、「美しい村づくり資金」の無利子化等の事業継続支援を講じるとともに、需要喚起に向けた県産農産物の販売促進キャンペーなどを実施しています。

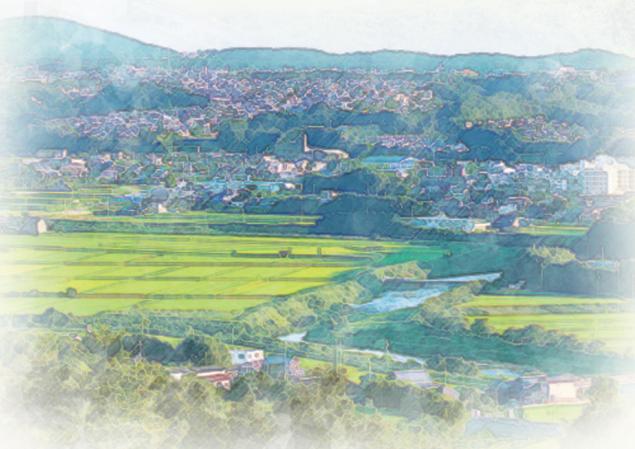
県農業共済組合（NOSA—ひょうご）が発足しました。中長期的に農業者の減少が見込まれる中、共済事業を安定して運営していくための一県一組合化であり、実現に向けて尽力された関係の皆様に敬意を表します。

備えあれば憂いなし。持続可能な農業経営のためのセーフティネットとして、農業保険制度の果たす役割はますます重要になっています。近年、台風や大雨などの自然災害は頻発し、激甚化しています。また、イノシシやシカによる食害についても、市町と連携して捕獲等を進めていますが、被害はなお甚大です。実際

の導入による省力化、高品質化など、新たな事業展開に取り組まねばなりません。そうした「攻めの農業」を進めるためにも、リスクに対する確かな備えが必要です。これからも農業者との信頼関係のもと、縁の下の力持ちとして質の高いサービスを提供し、農業経営の安定に寄与されることを期待します。

兵庫県農業共済組合のますますのご発展と、組合員をはじめ関係の皆様のご健勝でのご活躍を心からお祈りします。

また、今後の人口減少を見据えれば、経営体の法人化や規模拡大、農地の集約等による生産体制の強化、スマート技術



第1回通常総代会

が開催されます



新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を延期していた第1回通常総代会について、先般開催された第3回理事会で7月28日に開催することが決定されました。

理事から提出予定の議案は次のとおりです。

○決算承認について

事業承継した兵庫県農業共済組合連合会の令和元年度決算について承認を求めます。

○定款の一部変更について

納屋等に保管している農産物を補償する保管中農産物補償共済を令和2年9月から新たに実施するために必要な定款変更について審議していただきます。

○事業規程の一部変更について

保管中農産物補償共済の実施、園芸施設共済の補償の見直しなどのために必要な事業規程の変更について審議していただきます。

○事業計画設定について

令和2年度の事業計画について審議していただきます。

○保管中農産物補償共済の事務費賦課単価について

保管中農産物補償共済を実施するにあたり、事務費賦課単価について審議していただきます。

○特別積立金の取崩しについて

農作物共済及び家畜共済における損害防止に必要な費用として、令和2年度の特別積立金の取崩しについて審議していただきます。

○借入金について

令和2年度における借入金の最高限度額等を審議していただきます。

○保管中農産物補償共済の組合保有責任の全部を全国農業共済組合連合会の保険に付すこと及びこれに伴う基本契約書の締結について

保管中農産物補償共済について、保険責任の全額を全国農業共済組合連合会の保険に付すこと及びこれに伴う基本契約書の締結について審議していただきます。損害評価会委員及び家畜診療所運営委員を選任していただきます。

○損害評価会委員等の選任について

損害評価会委員及び家畜診療所運営委員について、任期中に欠員が生じた場合の選任方法を審議していただきます。

○役員の選任について

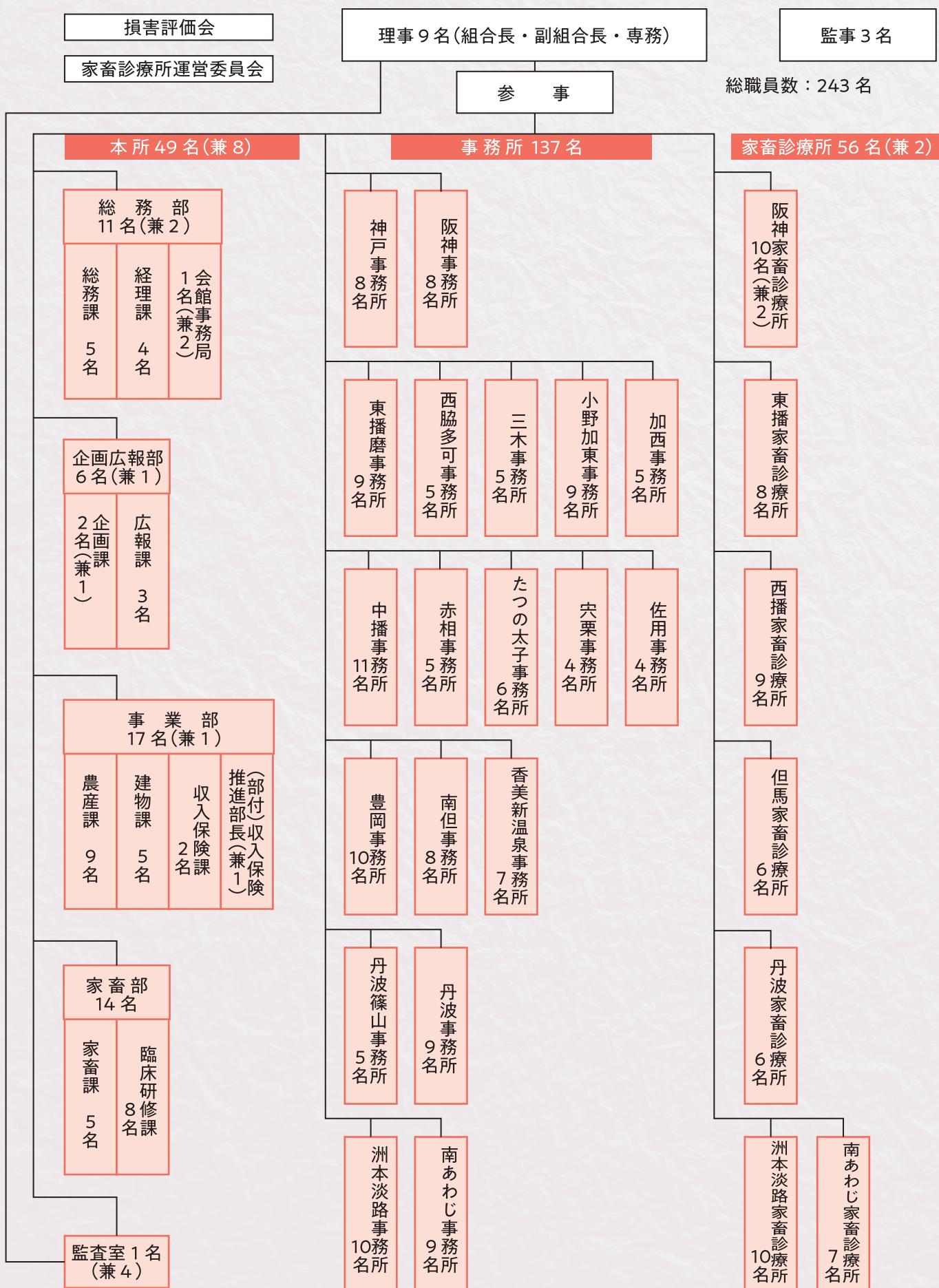
役員（理事・監事）を選任していただきます。

○付帯決議

認可等のため決議事項を修正する必要が生じた場合の手続き方法を審議していただきます。

兵庫県農業共済組合機構図

(令和2年4月1日現在)



役 員 紹 介



本所機構

(事務所所在地) 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-3

部・室・課名		TEL	E-Mail
総務部	総務課	(078)332-7154	somu@nosai-hyogo.or.jp
	経理課	(078)332-7155	
企画広報部	企画課	(078)332-7169	honbu@nosai-hyogo.or.jp
	広報課	(078)332-7145	
事業部	農産課	(078)332-7158	nosan@nosai-hyogo.or.jp
	建物課	(078)332-7164	tatemono@nosai-hyogo.or.jp
	収入保険課	(078)332-7166	syunyuuhoken@nosai-hyogo.or.jp
家畜部	家畜課	(078)332-7161	kachiku@nosai-hyogo.or.jp
	臨床研修課	(078)991-4531	rinken@nosai-hyogo.or.jp
(臨床研修課所在地: 神戸市西区狩場台3丁目9-18)			
監査室		(078)332-7162	kansasido@nosai-hyogo.or.jp



園芸施設共済

令和2年9月引受から
補償が更に充実！

補償額の拡充 最大10割補償

特約を加入すれば、築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償します。

付保割合追加特約

新築時の資産価値の8割が補償の上限でしたが、特約により10割まで補償します。

復旧費用特約（被覆材は補償対象外）

復旧費用は、耐用年数経過後6割が上限でしたが、特約により耐用年数にかかわらず8割まで補償します。

小さな損害にも対応

小損害の場合は、損害額が3万円（又は共済価格の5%）を超えない場合にかかる補償されませんでしたが、特約により1万円を超える損害から補償します。

復旧費用特約の支払対象を拡大

農業者自身が自力で復旧作業を行った場合も共済金の支払対象となります。

9月以前に園芸施設共済に加入している場合でも、9月以降に拡充された新たな園芸施設共済に随時補償を切り替えることができます。詳細については、最寄りのNOSAI事務所にお問合せください。



建物共済

建物共済の仕組みが改善され、
補償内容が拡充されます。

失火見舞費用共済金の補償拡充

加入建物から出火した火災や破裂・爆発事故により隣家に損害を与えた場合に、お支払いする失火見舞費用共済金の支払限度額が、1世帯につき20万円から50万円に引き上げられます。

水道管凍結修理費用共済金の新設

これまで、共済金の支払対象外であった水濡れ被害が発生していない水道管の凍結損害に対しても今後は、その修理費用を実費（1事故につき10万円を限度）で補償します。



※これらの補償内容

の拡充は令和2年

7月（兵庫県知事

から事業規程の認

可があった日）か

ら適用されます。

※これらの補償内容の拡充に伴う共済掛金の引き上げはありません。



農業経営収入保険に 加入しませんか！



農業経営収入保険は、昨年1月からスタートした様々あります。スクから農業経営を守る新しい保険です。

今年の3月から、初めての補てん金の支払いがスタートし、本県では既に47件を超える農業者の方々が補てん金を受け取られ、「収入保険に加入してよかったです。」とのお声をいただいている。

NOSA-ひょうごでは、来年（度）の加入に向け、各事務所で個別相談を受け付けています。補償額や掛金等のシミュレーションをさせていただくこともできますので、お近くの事務所へお気軽にご相談ください。

●補償の対象
自然災害だけでなく、価格低下など、農業者の経営努力による収入減少を補償します。



新型コロナウイルス感染症の影響による
収入減少も補償対象です！

加入スケジュール

①ご希望のある方に対し、NOSA-職員が個別に保険内容を詳しくご説明し、補償額や掛金等のシミュレーションをさせていただきます。

この際に、収入保険のご案内と品田(ごと)に、過去の農業収入や次年度の営農計画等をお伺いします。

【ご用意いただきたい書類】

○過去4年分の青色申告決算書

※青色申告実績が4年に満たない場合は、申告された年分で構いません。

○損益計算書（法人の場合）

②ご加入が決まりましたら、保険料等の引き落としの口座替依頼書に、ご記入・ご捺印いただきます。

【ご用意いただきたいもの】

○保険料等納付用の口座届出印

③保険料等の納入

加入の承諾通知と保険料等の納入案内がお手元に届きます。補償が始まる前月に、保険料等を口座振替にて納付いただきます。（分割支払可）

④保険期間（1年間）

個人：令和3年1月1日～令和3年12月31日
法人：次回の事業年度開始日～終了日





第20回『農』絵画コンクールを開催します。



『農』絵画コンクールは、自然とのふれあいを通じて、農業の大切さを実感してもらうことを目的としています。



募集要領

- | | | | |
|----------|---|----------|--|
| 1. 対象者 | 兵庫県内の小学3年生 | 5. 応募締切日 | 令和2年9月11日(金)必着 |
| 2. 応募課題 | 農作業風景、農村風景など | 6. 応募先 | NOSAIひょうご企画広報部
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目15-3 |
| 3. 応募部門 | (ア)人物画の部(イ)風景画の部 | | |
| 4. 作品の規格 | 八つ切り用紙に「応募票」を記入し、作品の裏面に貼り付けてください。
「応募票」は、HP「NOSAIひょうご」に掲載しております。 | | 詳しくはHP「NOSAIひょうご」をご覧ください。 |

下記の（裏面）2つについて

農業共済新聞のお申し込みは左を、
ご意見・ご感想等は右の用紙を
官製はがきの裏面に貼り付け、
次の宛先へ郵送してください。

はがきに必要事項を記入し、切手を貼って
ご郵送ください。

裏面	¥63 〒650-0011
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4丁目15-3 NOSAIひょうご 企画広報部	

（裏面）

NOSAIひょうごでは農業共済新聞「試し読みキャンペーン」を実施しています。

※申込みの際は、お名前、住所、電話番号を記入のうえ、下記の住所にご郵送ください。

※2カ月のキャンペーン期間中にその後の購読申込みの有無について、文書で確認の連絡をさせていただきます。

引き続き購読いただく場合は、年間で購読料は3,300円（年額）になります。

購読を希望されない場合は、キャンペーン期間が終了後は送付しません。

※申込みいただいた個人情報については、新聞送付以外には使用しません。

フリガナ		
お名前		
ご住所	〒	
Tel		

（裏面）

ご意見・ご感想等ございましたら、別のはがきにこちらの用紙を切り取ったものを貼り付けてご郵送ください。

フリガナ		
お名前		
ご住所	〒	
Tel		